

「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」(素案)の概要

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県のひとり親家庭等の現状や国の動向を踏まえ、ひとり親家庭等の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画を改定

2 計画の性格と役割

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく都道府県自立促進計画

- ・ 県：ひとり親家庭等対策を総合的・計画的に推進するための基本方針
- ・ 市町：県と一体となった取組を期待
- ・ 県民・企業：計画の推進に理解と協力を期待

3 計画の期間

平成28年度～平成31年度(4年間)

第2章 母子家庭等を取り巻く現状と課題

1 母子家庭等の現状(H24年度山口県母子・父子世帯等実態調査)

○母子・父子、寡婦世帯数の推移

母子世帯は増加しているが、父子世帯、寡婦世帯は減少

区分	H19年度	H24年度	増加率(対19年)
母子世帯	16,128	18,044	11.9%
父子世帯	2,873	2,520	△12.3%
寡婦世帯	24,161	22,103	△8.5%

○母子・父子世帯の生活の実態

- ・ 母子世帯は9割弱が就労しているが、正規雇用は4割強。年収は7割強が300万円未満で、平均年収は243万円。
- ・ 父子世帯は9割強が就業しており、正規雇用は6割強。年収は5割強が400万円未満で、平均年収は401万円。

○養育費の確保

母子世帯の半数弱が養育費の取り決めを行っていない。

○母子・父子世帯のニーズ

母子世帯・父子世帯とも経済的支援(各種年金手当、医療費助成の充実)のニーズが高い

2 今後の施策推進上の課題

ひとり親家庭等のニーズ等を踏まえ、今後は、就業支援や子育て支援の施策を重点的に推進

第3章 自立促進施策の総合的な推進

ひとり親家庭等が社会の理解と支援を得ながら、地域社会の一員として様々な活動に参加し、ともに支え合い、安定した生活を営むことができるよう、自立促進のための施策を総合的に推進

《施策推進の視点》

◆経済的自立に向けた支援

就労収入による経済的自立をめざした支援

◆子どもの健やかな成長

子どもの成長やしあわせに配慮した支援

◆県・市町・民間の協働

実効ある施策推進に向けた協働による取組

《施策体系》

1 相談・情報提供機能の強化

生活全般にわたる相談の実施や、支援策に関する情報提供・助言など、「相談・情報提供機能の強化」を図る。

(1) 相談機能の強化

- ・ **拡**総合的な相談窓口の整備(就業相談の充実→就業支援専門員の配置)
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談
- ・ **新**生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口の設置(H27年度：福祉事務所設置の県、全市町に設置済)

(2) 情報提供の充実

- ・ 各種媒体を活用したわかりやすい情報提供

(3) 養育費の確保に向けた支援

- ・ 国の養育費相談センターと連携した相談機能強化
- ・ 弁護士等による法律相談の実施

2 就業による自立の促進

就業相談から就業あっせんに至るまでの支援体制を充実強化して「就業による自立の促進」を図る。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター等による支援

- ・ 就業相談、就業支援講習会等の実施
- ・ **拡**母子・父子自立支援プログラム策定者の拡大(児童扶養手当現況届出時等機会を捉えた策定支援)

(2) 就業に向けた能力開発・就業機会創出のための支援

- ・ 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給
- ・ **新**親の学び直しの支援(高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講料の一部助成)

(3) 国の施策との連携強化

- ・ 国の就業支援に係る事業との積極的な連携
- ・ ハローワークによる就業支援
- ・ 特定求職者雇用開発助成金の活用

3 生活支援策の推進

生活の場の確保や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等による経済的支援を行うなど「生活支援策の推進」を図る。

(1) 生活支援サービスの充実

- ・ 家庭生活支援員による家事・保育サービス等の提供
- ・ 育児・健康づくり等の生活支援講習会の開催

(2) 生活の場の確保

- ・ 母子生活支援施設の利用の促進、施設整備の促進
- ・ **新**民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供(子育て世帯が入居可能な住宅の登録や情報提供)

(3) 経済的支援の充実

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用促進
- ・ 児童扶養手当の給付
- ・ 保育料等の軽減、就学援助、高等学校教育費等の軽減

4 子育て支援の充実

母子保健・小児医療等や多様な保育サービスの提供など「子育て支援の充実」を図る。

(1) 母子保健・小児医療等の充実

- ・ 乳幼児健康診査等の母子保健サービス
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援
- ・ 医療費助成

(2) 子育てに関する相談機能の充実

- ・ 地域子育て支援センターの設置促進

(3) 多様な保育サービスの充実

- ・ ひとり親家庭等の児童の保育所への優先入所の促進
- ・ 延長保育、病児・病後児保育等の特別保育の拡充

(4) 児童の健全育成

- ・ 放課後児童クラブの優先利用の促進
- ・ **新**子どもの学習支援(学習ボランティア派遣等による学習支援)

5 地域における協働の推進

地域住民や団体等による支援の充実や、ひとり親家庭等の地域活動への参加など「地域における協働の推進」を図る。

(1) 身近な地域での支援の促進

- ・ ひとり親家庭等による相互支援活動の促進
- ・ 自治会、民生委員等による支援の促進

(2) 母子父子福祉団体に対する支援の拡充

- ・ 公共的施設内での売店等の優先設置の促進

(3) ひとり親家庭等の地域活動への参加促進

- ・ 母子父子福祉団体活動、地域行事等

第4章 施策推進のために

1 ひとり親家庭等への理解の促進

- ・ 地域のひとり親家庭等への理解や協働による取組を促進

2 行政と民間の役割分担と連携

- ・ 県：広域的な観点からの施策の推進、市町に対する助言等
- ・ 市町：住民に身近な自治体として積極的に事業を推進
- ・ 企業等：母子家庭の母の雇用等に努めることを期待

3 福祉と雇用の連携

- ・ 福祉部局と労働部局との連携による効果的な施策の展開

4 各種計画との連携

- ・ 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」など各種計画と連携

5 計画の評価

- ・ 計画の進捗状況について、定期的な点検・評価を実施
- ・ 計画期間の満了前に点検・評価し、次期計画に反映